

公的年金からの個人住民税の特別徴収制度について

4月1日現在において65歳以上の公的年金受給者で、公的年金所得に対して住民税がかかる方は、住民税を公的年金から特別徴収（天引き）します。

ただし、次の方は対象となりません。

老齢基礎年金等の給付の年額が18万円未満の方

介護保険料が年金から特別徴収されてない方

公的年金にかかる住民税額が、老齢基礎年金等の給付額の年額を超える方

天引きされるのは、公的年金所得にかかる住民税のみです。給与所得や不動産所得等にかかる住民税は、従来どおりの方法で納めていただくこととなります。

また、障害年金や遺族年金などの非課税所得となる年金からは住民税の天引きはされません。

この制度は、平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、平成21年度から実施されています。

平成21年度からすでに年金から特別徴収されている方

今年度前半（4月、6月、8月）支給分の年金から2月分と同額が天引き（仮徴収）されます。年度後半（10月、12月、2月）は、6月にお知らせする年税額から、前半の仮徴収分を差引いた残額の3分の1ずつが天引き（本徴収）されます。

今年度から新たに年金からの特別徴収の対象となる方

年度前半に年税額の半分を2回（6月、8月）に分けて個人納付（普通徴収）していただきます。年度後半は10月、12月、2月支給分の年金から、年税額の残り半分を3分の1ずつ天引き（特別徴収）されます。

なお、年度途中に転出された方、亡くなられた方、税額が変更された方は、普通徴収に変更となります。年税額は6月15日発送予定の納税通知書でお知らせします。

問い合わせ

総務部税務課（社庁舎）

☎ 43・0396、0397

子どもの発達何でも相談

臨床心理士による専門相談

	発達検査 (1人約2時間)	心理検査 (1人約1時間)
時間	13:30～ 15:30～	14:30～ 15:30～
場所	レポートやしろ	レポートやしろ
開催月	開催日	
6	10日(木) 24日(木)	16日(水)
7	8日(木) 22日(木)	21日(水)
8	12日(木) 26日(木)	18日(水)
9	9日(木) 30日(木)	15日(水)
10	14日(木) 28日(木)	20日(水)
11	11日(木) 25日(木)	17日(水)
12	9日(木) 16日(木)	15日(水)
1	13日(木) 27日(木)	19日(水)
2	10日(木) 24日(木)	16日(水)
3	10日(木) 24日(木)	16日(水)

開催場所は変更になる場合がありますので、申し込み時にご確認をお願いします。

「学校での学習ペースについていけない」「友達との関係がうまくいかず、すぐカッとしてしまう」「授業中に集中するにはどうしたらいいの？」など、学習や生活面で困っていることはありませんか。障害者生活支援センターでは、臨床心理士による相談を行っています。お気軽にご相談ください。

対象者
小学校1年生から18歳まで
相談料 無料
申し込み・問い合わせ
障害者生活支援センター
(社庁舎)
☎ 43・0443

